

日の出町 新型コロナウイルスワクチン接種（令和5年4月）

日の出町に住む医療従事者等 令和5年『春』開始接種

接種券送付申請・予約方法のご案内

新型コロナウイルスワクチンの『令和5年「春」開始接種』については、5月8日～8月31日に実施する予定です。日の出町における接種対象者は、前回接種から3か月以上経過した「65歳以上の方」のほか、「基礎疾患を有する方など」、「医療従事者等」（医療機関従事者・施設従事者・教職員・保育園・幼稚園関係者、これら医療従事者等の同居家族）です。

65歳以上の方を始めとする一部の方には、町への申請が不要で接種券を送付しますが、64歳以下の「医療従事者等」に該当する方のうち、令和5年「春」開始接種を希望する方は、以下のとおり接種券の送付を申請する必要があります。

申請対象者

これまでに2回以上接種をして前回接種から3か月以上経過した64歳以下の方のうち、「**医療従事者等**」で、令和5年「春」開始接種を希望する日の出町に住民登録のある方

対象者の範囲の詳細は、裏面をご確認ください

- ※ 年齢は接種予定日時点での満年齢です
- ※ 65歳以上の方は、町への申請なく接種券を送付するため、申請不要です

申請方法

電話申請のみ（下記コールセンターに連絡の上ご申請ください）

『日の出町新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター』

042-588-5840

平日 9時～17時 開設 【4月28日～5月22日は19時まで延長】

※ 役場の電話・窓口での受付はできませんのでご注意ください

接種券 発送時期

コールセンターでの申請受付後、おおむね1週間以内に発送

※ 祝日をはさむ場合は時間を要する場合があります。時間に余裕をもってご申請ください。前回接種から3か月が経過していない方は、3か月経過後に発送します。

申請受付 開始日

4月20日（木）9時 申請受付開始

予約方法

予約開始日の指定はありません。接種券がお手元に届き次第、予約可能です。町の接種会場で接種を受けることを希望される場合は、同封のスケジュール表から希望日時を選択してご予約ください。

【予約方法】

インターネット予約システム 又は 電話『日の出町新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター』042-588-5840にて受付



<オンライン予約サイト>

医療従事者等の詳細な範囲

重症化リスクの高い多くの者に対してサービスを提供する従事者が対象となります。対象となる具体的な医療従事者等の例は以下のとおりです。

① 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む。以下同じ。)に頻繁に接する機会のある医師その他の職員

※ 診療科、職種は限定しない。(歯科も含まれる)

※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。

※ バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とはならない。

※ 医学部生等の医療機関において実習を行う者については、実習の内容により、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する場合には、実習先となる医療機関の判断により対象とできる。

※ 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。

※ 助産所の従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。

※ 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできる。なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所の従事者と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。

② 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員(登録販売者を含む。)

※ 当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への対応を行う者に限る。

③ 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員

※ 救急隊員等の具体的範囲は、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む。)の搬送に携わる以下の者である。
救急隊員／救急隊員と連携して出動する警防要員／都道府県航空消防隊員／消防非常備町村役場の職員／消防団員(主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定)

④ 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者

1 感染症対策業務(患者と接する業務を行う保健所職員等、検疫所職員等／宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者／自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者)

2 予防接種業務(自治体設置の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種特設会場に従事する者等)

⑤ 学校、保育園・幼稚園等従事者

保育所等・認定こども園・地域型保育事業、放課後児童クラブ、幼稚園・小学校・中学校等の従事者

⑥ ①～⑤の同居家族

※ ⑤・⑥は、日の出町が独自で定めた接種対象者です。日の出町の設置する接種会場以外で接種を希望する場合は対象とならない場合がありますので、希望先の会場にご確認ください。